

宍粟市交通安全計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市交通安全計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

平成 29 年 12 月 20 日（水）から平成 30 年 1 月 19 日（金）まで

3. 事務局

まちづくり推進部消防防災課

4. 募集の趣旨

近年、高齢運転者が加害者となる重大な交通事故が全国的に増加している中、平成 29 年 3 月には道路交通法が改正され、高齢運転者の認知症対策が強化されているほか、兵庫県では平成 27 年に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車の安全利用と損害賠償保険等の加入が義務化されるなど、交通環境は大きく変化しています。

このような背景のもと、市民が安全で安心して暮らせる交通事故のないまちづくりを推進するため、平成 29 年度から平成 33 年度までの交通安全施策を取りまとめた「宍粟市交通安全計画」を策定します。

このたび、当該計画等の趣旨、内容等を公表し、計画（案）に対する意見を広く市民から募集します。

提出された意見は、取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表いたします。

5. 公表資料（別添参照）

○ 宍粟市交通安全計画（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
まちづくり推進部消防防災課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
各市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
市立図書館	火・水・木・土・日曜日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 金曜日 午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分（臨時休館日を除く）
市ホームページ	募集期間最終日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先
持 参	「6. 閲覧場所」にご提出ください。
郵 送	まちづくり推進部消防防災課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 まちづくり推進部 消防防災課 宛
ファックス	0790-63-3064
電子メール	Shobo-kotsu-kk@city.shiso.lg.jp

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。